

暖かい日が増え、段々と春めいてきました。桜の開花が待ち遠しいですね。
間もなくマスク着用要請が解除になります。今ではすっかり当たり前になった
生活習慣が、少しずつコロナ前に戻っていくのでしょうか。



■講演会を開催しました

3月4日(土)10:30より、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、立正大学心理学部教授で、日本脱カルト協会代表理事を務める西田公昭氏をお招きし、講演会「消費者被害とマインドコントロール—なぜ人はだまされるのか—」を開催しました。当日はサテライト会場も設けられ、オンライン参加を含め100人近い方が参加しました。



講師 西田公昭教授

【マインドコントロール】

- *マインドコントロール関連の訴訟における被告は、被害者（支配される側）の側面もある。
- *マインドコントロールは洗脳（物理的・身体的な拘束など強制を伴う）の進化形で、自発的な意思だと思わせるコミュニケーションの技法。操作されていることに気づかない場合が多い。
- *人は、行動することで好きになり、行動することで正しいと思うようになる。
- *マインドコントロール状態にするためのマインドコントロール行為に着目すべき。
- *マインドコントロール状態とは、自己決定権を放棄し、支配者の指示に絶対服従することを是とする状態で、外見上の特徴はなく、被害者は自由に考えているように錯覚し、支配を受けている自覚がないことが多い（自分で決めているつもりだが、拘束されている中での選択ではない）。また、批判的意見には蔑むように否定する。
- *マインドコントロール行為とは、個人の尊厳や他者の人権を踏みにじる心理操作で、①信頼の構築（嘘と隠蔽で情報受容の基礎作り）、②社会的遮断、③無力感と恐怖（依存心を誘導）、④権威の構築（服従による問題解決）、⑤幻想の期待（幻惑・錯覚）、⑥自己価値の放棄（罪悪感の扇動・自己否定）といったステップを踏む。
- *世界観は各自が作っていくものだが、巧みなコミュニケーションによって、「あなたの世界観は間違っている。こちらの方が正しい。」と誘導、悩みを持つ人に入り込む。

【なぜ人は信じてしまうのか？】

- *オカルトなど信じさせるには、「原因は自分にあるかも→繰り返し起きている→どうにもできない」という思考パターンに陥らせる。
- *非科学的だ（ありえない）と振り切れるのは、相当強い人。かなりの人は、「本当に何かあるのかも」と思う。非科学的なことを「そんなことあるわけない」と思えるには、否定してくれる誰かが必要。自分の力だけで正しいか否かの判断は難しい。
- *霊能師や占い師の言葉に半信半疑でも、「言う通りにしたから災いがなかった」「疑っていたからバチが当たった」と思い、「騙された」とは思わない。どうなってもハズレはない理論で困惑させられる。健康食品の広告も同じ原理で、効かなかった人、悪化した人の情報は無い。

*信じさせるトリックとして、「コールド・リーディング」（誰にでもあてはまるような曖昧な指摘をしながら相手の話を聞き、当たっているように思わせる）と「ホット・リーディング」（事前に得ておいた個人情報を利用し、まるで知らなかったかのように振舞って言い当てる）がある。

マインドコントロールは定義が難しいという理由で法律には組み込まれなかったが、マインドコントロール行為を法律で規制すべきではないかとの指摘や、相談を受け色々なケースを収集することも予防につながるのお話がありました。



報告者 半澤力弁護士

続いて、全国統一教会被害対策弁護団の半澤力弁護士（仙台弁護士会所属）より、宗教問題への取り組み報告がありました。被害者にとっては宗教活動がその人の人生になっている為、救済が難しいのお話や、社会には色々な問題があり、悪質な人がつけ込む要素があるのお話がありました。また、霊感商法も振り込め詐欺、ライン利用の投資話、ロマンス詐欺も基本構造は同じとのことでした。

こういった被害に遭わない為にも、意思疎通をする努力、コミュニケーションの確保が重要で、多くの人が相談しやすい環境を作ることが大事と仰っていました。

参加者からは、「マインドコントロールについて理解が深まった。」「予防的教育が大切ということがわかった。」「講演と報告を併せて聞くことで、深い根があるように感じた。」など感想が寄せられました。

■2022 年度第 5 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

1月18日(水)18:00 から、仙台弁護士会館において、2022 年度第 5 回消ラボを開催し、Zoomでの参加も含めて 17 名の参加がありました。



講師 窪幸治教授

今回は「マルチ商法と若年者」というテーマで岩手県立大学の窪幸治教授が講義を行いました。

マルチ商法ですが、現在も特定商取引法によつての規制がなされているものの、消費生活相談に寄せられる相談は一定数存在し、また、20歳代が最多となっています。今年度に施行された民法の成年年齢引き下げもなされたことから、消ラボのテーマとして取り上げられました。

まず、マルチ商法の昨今の内容に関する詳細な報告がありました。近い人を介して被害に遭うこと、長時間にわたるような勧誘の状況、「必ず儲かる」だとか、「勝ち組になろう」といった甘い言葉で勧誘するといった告知の内容、販売されている商品の内容が多様化していることなどが報告されました。若者は、当然社会生活上の経験が乏しいといった脆弱性を持っています。そして、一般に、若年層は熟慮することが難しく、簡便な思考で判断することがわかっており、そのためにマルチ商法に手を出してしまう危険性が高いとのことでした。

これらに対し、現在の法律の規制について、特定商取引法の「連鎖販売取引」として規制がかかっていること、また、当然消費者契約法及び民法の規律も適用になること等が確認されました。今後、特定商取引法の5年後見直しにおいて、新たな規制がなされるべきとの必要性も指摘がありました。

意見交換では、大学における被害などが報告されていないかといった確認や、宗教の問題と似ている部分があって、一度手を染めてしまうと抜け出すために非常に労力が必要であること、消費者啓発が重要な意義を持つだろうなどの意見が出されました。

今回は3月16日(木)18:00から「美容・エステに関する被害」というテーマで、山形大学の小笠原奈菜教授が担当して開催します。引き続きZoomでの参加も受け付けております。会員の皆さまは是非ご参加ください。

■2022年度「消費者トラブル 電話相談会」概要報告

今年度も、昨年に引き続き、弁護士による無料での電話相談業務を行いました。2022年7月から2023年2月にかけて、月に1度、第1金曜日の13:00から16:00までの間、電話による法律相談を受け付けました。各地方公共団体の消費生活センターなどにお知らせした他、Twitterアカウントなどでも告知を行いました。

8回で合計46件もの相談が寄せられました。日によっては電話が鳴り止まず、受話器を下ろした瞬間に次の電話がはいったり、電話がかかりづらい状況になったりすることもありました。「エステで解約を認めてくれない」、「リフォーム工事に關し、返金や解約を求められないか」、「レンタカー契約中の責任免除条項について問題は無いか」といった相談や、債務整理に関する相談など、多岐にわたりました。寄せられた相談のうち、2件は適格消費者団体への情報提供として扱い、検討委員会で事案を検討することとなりました。

当団体としても市民への認知度を高めてもらい、また、不当な勧誘や不当な条項を利用している事業者の情報収集の良い契機になることから、来年度も実施できるよう、準備を進めているところです。詳しい日程が決まりましたら、HPやニュース等でご案内いたします。



■行政と意見交換会を行いました

ネットとうほくは、東北唯一の適格消費者団体として、宮城県内だけではなく、東北各地の行政と消費者被害防止に向けた協働を目指しています。コロナ禍でなかなか訪問活動ができなかったのですが、今年度は県外2つの行政と意見交換会を開催することができました。

*山形県との意見交換会

2022年12月20日(木)、山形県消費生活・地域安全課と意見交換会を行いました。ネットとうほくの活動概要を報告し、現在、ネットとうほくが取り扱っている事案の内、(株)防災センター、コスモヘルス(株)、保険申請サポートに關しての山形県内での相談状況や、県内で相談の多い案件についての情報交換を行いました。

【参加者】

山形県消費生活・地域安全課	小林克靖課長、鈴木悠香主査
ネットとうほく	小笠原奈菜理事、向田敏検討委員

*岩手県立県民生活センターとの意見交換会

1月26日(木)、岩手県立県民生活センターと意見交換会を行いました。前回の訪問から5年近く経ったこともあり、改めてネットとうほくの活動報告や差止請求に至るまでの手順、差止請求活動にセンターからの情報提供が大きく役立っていること等説明しました。その後、岩手県立県民生活センターの概要説明がありました。今回の訪問を通じて、情報提供に關する覚書を締結する予定であることが確認でき、現在準備を進めています。

【参加者】

岩手県立県民生活センター	大坊真紀子所長、瀬川敏彦主幹兼次長
ネットとうほく	吉岡和弘理事長、小野寺友宏理事、鈴木裕美理事、磯田朋子理事、岩手県生協連(団体正会員)吉田敏恵専務理事

■会員の皆さまへのお知らせ～2023 年度通常総会～

ネットとうほく 2023 年度通常総会を下記の通り開催いたします。ネットとうほくの活動を振り返るとともに 2023 年度の活動計画を決定する大事な総会です。是非ご参加下さい。詳細は 5 月上旬発送予定の「ご案内」をご覧ください。また、総会終了後には、総会記念企画を行う予定です。

日 時：2023 年 6 月 24 日（土）10:30～11:20

場 所：仙台弁護士会館 4 階ホール（仙台市青葉区一番町 2 丁目 9-18）

*記念企画を 11:30～開催予定です。

■リレーエッセイ

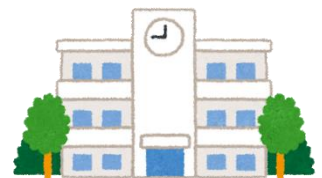
今回のリレーエッセイは、検討委員の大泉力也弁護士です。

本年 1 月初め、県内のある高校で生徒向けの消費者教育の授業を担当しました。私自身、一般市民の方を対象とした講義などを担当することも少なくないのですが、ここ最近は、高齢者の方や障害者の方を対象とした講義が多く、若者を対象とした授業は本当に久しぶりでした。調べてみると、最後に高校生向けに授業を行ったのは、2019 年 1 月以来、実に 4 年ぶりでした。

校舎に入ると独特の緊張感に包まれます。下駄箱の並んだ玄関で靴を脱ぎ、授業を行う教室までちょっと肌寒い廊下を歩いていると、「授業に遅れるぞ」とか「廊下を走るな」と先生から注意される生徒たち…。もう何十年経っていても学生時代に戻ってしまい、「三つ子の魂」何とやらで、どうしても私自身が注意されている錯覚に陥ってしまいます。私の高校は、土足で下駄箱はなく、私服の男子校だったこともあり、高校時代を乗り越えて一気に中学時代に戻ったような気持ちでした。

常日頃から若者たちに接している方であれば、何でもないことなのでしょうが、私にとって、やはり若者に向けて話をするとは、とてもいい「試練」です。興味・関心が薄れると正直に態度に現れてきますし、逆に興味を引くと食いつくような表情になります。自分の講義の力量が如実に表れるのが高校生向け授業の醍醐味といえる気がしています。

成年問題、若者が狙われやすい悪質商法の手口、クレジットカードの仕組み、キャッシングなど、話さなければならないことはたくさんありましたが、50 分という限られた時間の中で、あれもこれもと欲張りすぎたことが反省点です。聞けば、高校卒業後就職する生徒が大半であるとのことで、社会に出るにあたり、「困ったら、おかしいと思ったら、すぐに消費生活相談に相談することだけでも覚えていてくれたらありがたいなと思っています。



【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp